

## 障がい者相談窓口※1 (障がい者相談支援事業)

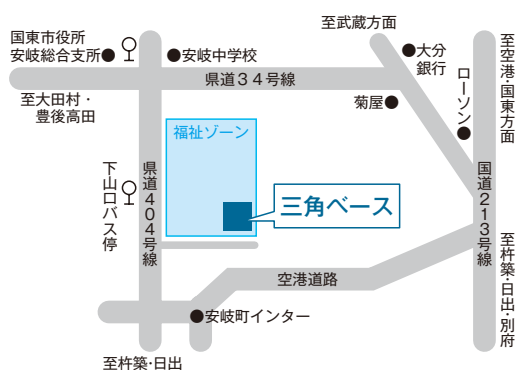
障がい者相談窓口では、電話又は来所及び訪問等による相談を行っています。相談をご希望する方は下記事業所へご連絡ください。

### 障がい者サポートセンター 「三角ベース」

国東市安岐町下山口63番地2

TEL 0978⑥47533

FAX 0978⑥73002

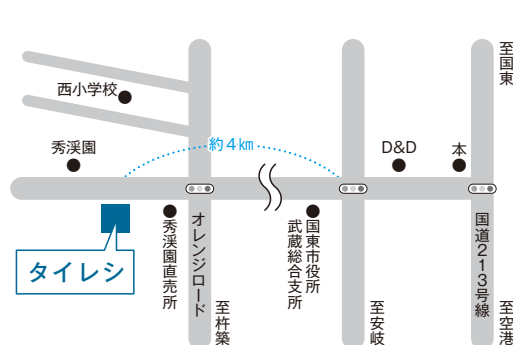


### 障害者生活支援センター 「タイレシ」

国東市武蔵町手野1148番地

TEL 0978⑥90539

FAX 0978⑥90009



## 日常生活用具 給付事業※2

重度障がい者等を対象に日常生活用具の給付等を行います。10月より補装具から日常生活用具に移行した種目（先月号で掲載）もあります。

利用者の負担につきましては原則購入価格の1割負担となり、補装具費支給制度と同様です。

	主な用具等
介護・訓練用支援用具	特殊寝台、特殊マット等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具	住宅改修費

(注) 「地域生活支援事業」のサービスを利用する場合は申請が必要な場合があります。

また、事業によっては一部費用負担が必要なものや、障がいの程度に応じて利用できるサービスに制限があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

■問い合わせ	国東市福祉事務所 福祉係	TEL 0978⑦25164
	国見総合支所 地域市民健康課 福祉係	TEL 0978⑧21112
	武蔵総合支所 地域市民健康課 福祉係	TEL 0978⑧81112
	安岐総合支所 地域市民健康課 福祉係	TEL 0978⑥71114